

総会規程

平成26年6月7日制定

第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人秋田県臨床検査技師会の総会は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第2章 総会の役員および委員会

(司 会)

第2条 司会者は、理事のうちから会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つ。

(議 長)

第3条 議長2名を出席者の中から選出する。

2 議長2名は、相互の協議によってそれぞれの議事を分担し、そのときの議長となる。

3 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理して、会議の運営に責任をもつ。

4 採決の際、そのときの議長でない者は、表決に加わることができる。

5 議長不信任の動議が提出された場合は、議長を交代して動議の採否を会議にはからなければならぬ。採決に付される議長は、表決権を有しない。

(資格審査委員会)

第4条 議長は、出席者の資格審査と採決の整理をさせるため、資格審査委員会を設ける。

2 委員会の委員は、出席者のなかから2名、理事1名をもって構成する。

3 委員長は、出席者のなかから選出された委員の互選とする。

4 委員会は、採決の整理のほか、次の事項を審査し、その結果を委員長が総会に報告する。ただし、該当しない事項については省略する。

(1) 正会員総数

(2) 出席会員数

(3) 委任状提出者数と内訳

内訳は、代理人指定の委任状数・代理人指定のない委任状数

(4) 書面表決書提出者数

(5) 総会開催の可否

(6) 議事審査権に関する事項

(7) その他資格審査に関する事項

(議事運営委員会)

第5条 議長は、会議を円滑に運営するために議事運営委員会を設ける。

2 委員会の委員は、出席者のなかから2名、理事1名をもって構成する。

3 委員長は、出席者のなかから選出された委員の互選とする。

4 委員会は、次の事項を審議し、必要事項を委員長が総会に提案する。

(1) 議事の時間設定と変更

(2) 来賓の祝辞と祝電の取扱い

- (3) 会議混乱のときの収拾、その他事故あるときの処置
- (4) 会員からの提出議案と補正動議の受付並びにその修正動議の受付
- (5) その他議事運営に関する事項

(書記)

第6条 議長は、議事を記録するために書記を任命する。

2 書記は、議事を記録するために議事録を作成する。

(議事録署名委員)

第7条 議長は、議事録の公正なることを証するため議事録署名人を選出する。

2 署名人は、その総会において選出された2名以上とする。

第3章 議 事

(議長の宣言)

第8条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

(議事運営)

第9条 議長は、各々の議事について説明、質疑、討論、採決の順にて審議を進める。ただし、議事内容が周知の事柄であるか、または結論が明確である場合は、一部を省略することができる。

(発言者)

第10条 会議で発言する場合は、議長の許可を得て、氏名を告げてからでなければならない。

2 発言ないし動議は、上程されている議題に関連したものとする。

(審議案の提出)

第11条 会員が議案を総会に提案する場合は、提案趣旨を必要部数用意し、開会までに議事運営委員会へ提出する。

2 経費をともなうものについては、全体の支出計画書を添えなければならない。

第12条 議長は、会員が提出した議案または動議を支持する者の発言を求め、演説が得られたときは複数の意見として、その議案または動議を採択する。

(委任状等の行使)

第13条 委任状および書面表決書は、資格審査委員会へ提出し、審査を受けなければならない。

2 採決に際して、代理人指定の委任状は、その代理人と同一の権利を認める。

3 書面表決書は、議長が保持し、採決の数に加える。

(採 決)

第14条 議長は、採決を行うとき議場を閉鎖し、表決に付する事項と採決の方法を告げなければならない。

2 採決の順序は、原案にもっとも遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

3 採決は、次の方法のひとつとする。

- (1) 挙手

(2) 起立

(3) 拍手

(4) 無記名投票

4 採決の整理は、議長の命により資格審査委員会が行う。

5 採決を行ったとき、議長はその結果を宣言する。

6 前項の宣言により、議場閉鎖は解除されたものとみなす。

(総会役員解任)

第15条 議長は、すべての議事が終了したことを告げ、総会役員を解任し、議長団席を離れる。

第16条 司会者は、閉会を告げる。

第4章 補 則

(規程の改廃)

第17条 この規程は、理事会の決議を経なければ改廃することができない。

附 則

この規程は平成26年6月7日から施行する。

2 この規程は平成30年4月1日から施行する。